

6 2013 (平成25年)



紫陽花

YKSS

マネジメントニュース

編集発行人

横田税務会計事務所

〒143-0022
大田区東馬込1-12-12
TEL 3775-1048 FAX 3775-1156
URL <http://www.kaikei.info>
中国進出企業コンサル部門
株式会社ビジネスコンサルタント

◆ 6月の税務と労務

- 国 税／5月分源泉所得税の納付 6月10日
国 税／所得税の予定納税額の通知 6月17日
国 税／4月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等） 7月1日
国 税／10月決算法人の中間申告 7月1日
国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間
申告（年3回の場合） 7月1日
地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付
（第1期分） 市町村の条例で定める日
労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払
届 支払後5日以内

6月

（水無月） JUNE

日	月	火	水	木	金	土
·	·	·	·	·	·	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	·	·	·	·	·	·

労 務／児童手当現況届（市町村役場に提出）

7月1日



既存住宅売買瑕疵保険 中古住宅の検査と保証がセットになった保険制度。購入した中古住宅に、後日、雨漏り等の欠陥が見つかった場合、保険に加入している住宅であれば、保険会社（住宅瑕疵担保責任保険法人）から補修費用等の保険金が保険契約者である中古住宅の売主（売主が倒産等の場合は購入者）に支払われます。

事業承継税制の要件緩和による 抜本的見直しのポイント

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、

使い勝手を良くするために大幅な見直しが、平成二十五年度税制改正で行われました。

なお、適用は平成二十七年一月一日以後の相続・遺贈又は贈与からとされています。

に改正されました。
② 後継者の親族要件

非上場株式を取得する後継者は、経営者の親族でなければならぬこととされています。しかし、この要件が廃止され、親族以外の者が後継者として

非上場株式を遺贈又は贈与によって取得した場合でも適用対象とされます。

③

先代経営者退任要件

先代経営者が役員を退任することが贈与税の納税猶予の要件となっていましたが、代表取締役を退任すれば、贈与し支えないこととされます。

②

有給の役員であっても差

利子税の負担軽減等

納税猶予を取り消された場合には、猶予税額とその期間についての利子税を納付しなければならないこととされていますが、利子税率が年二・一%から年〇・九%に引き下げられ、納税猶予期間が五年を超えていれば当初五年間の利子税が免除されます。

④

株券を担保として提供する必要があつたため、株券を発行しなければなりませんでした。
が、株券不発行会社についても一定の要件を満たせば、株券を発行しなくても適用が受けられることとされました。

延納・物納の適用
認定が取り消され、猶予税額を納付する場合には、延納

手続きの簡素化

事前確認制度の廃止
納税猶予の適用を受けるためには、事前に経済産業大臣の確認を受け、その後、認定を受ける必要があります。認定を受けなければならない仕組みとなっていました。改正では、この確認制度が廃止されました。

② 提出書類の削減
この制度は、経済産業局と税務署の双方に届出を行う必要があり、提出する書類にも重複するものがありました。そこで、添付書類の一部が削減されます。

③ 株券不発行会社への適用
制度の適用を受けるには、株券を担保として提供する必要があつたため、株券を発行しなければなりませんでした。が、株券不発行会社についても一定の要件を満たせば、株券を発行しなくても適用が受けられることとされました。



- (1) 適用要件の緩和
① 雇用確保要件

納税猶予の適用を受けた場合には、適用後五年間は毎年、常時雇用する従業員の数が、適用時と比較して八割以上でなければならないこととされました。八割以上であれば良いこととされました。五年間の平均を超えていれば当初五年間の利子税が免除されます。

改正点

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、使い勝手を良くするために大幅な見直しが、平成二十五年度税制改正で行われました。

なお、適用は平成二十七年一月一日以後の相続・遺贈又は贈与からとされています。

に改正されました。
② 後継者の親族要件

非上場株式を取得する後継者は、経営者の親族でなければならぬこととされています。しかし、この要件が廃止され、親族以外の者が後継者として

非上場株式を遺贈又は贈与によって取得した場合でも適用対象とされます。

③

先代経営者退任要件

先代経営者が役員を退任することが贈与税の納税猶予の要件となっていましたが、代表取締役を退任すれば、贈与し支えうこととされます。

②

有給の役員であっても差

利子税の負担軽減等

納税猶予を取り消された場合には、猶予税額とその期間についての利子税を納付しなければならないこととされていますが、利子税率が年二・一%から年〇・九%に引き下げられ、納税猶予期間が五年を超えていれば当初五年間の利子税が免除されます。

④

株券を担保として提供する必要があつたため、株券を発行しなければなりませんでした。
が、株券不発行会社についても一定の要件を満たせば、株券を発行しなくても適用が受けられることとされました。

延納・物納の適用
認定が取り消され、猶予税額を納付する場合には、延納

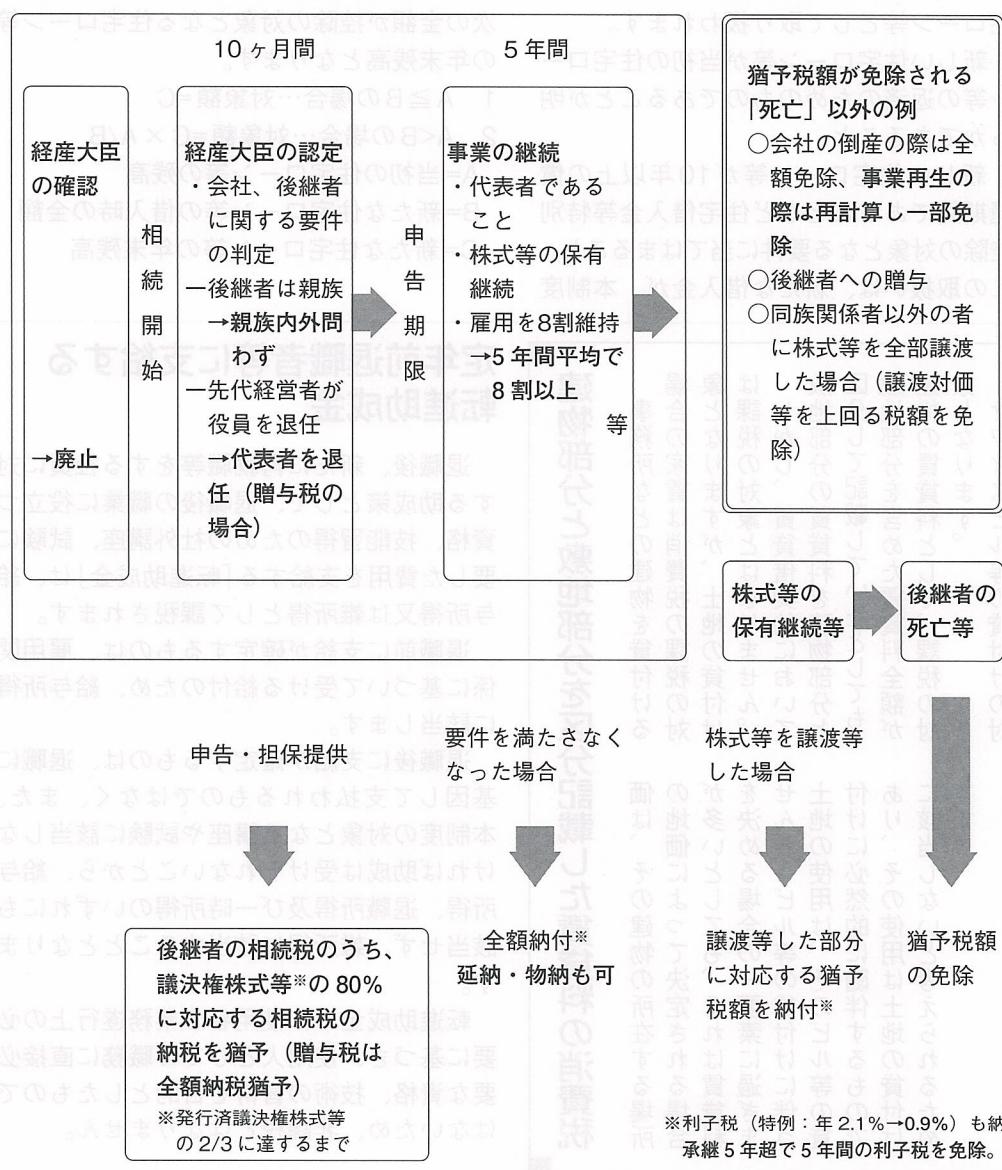
又は物納の選択ができる
とされました。

(4) 資産保有型会社等の改正

① 資産保有型会社等の判定
この制度の適用を受けることができない一定の資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しないとされる要件のうち、常時使用する従業員数が五人以上であるかどうかは、後継者と生計を一にする親族を含めないで判定すること、商品の販売・貸付等を行つていることとする要件について、後継者の同族関係者に対する貸付を除外すること、などが新たに規定されます。

② 総収入金額の判定
なった場合には、納税猶予が取り消されることになつていますが、この場合の総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益が除外されました。したがつて、営業外収益あるいは特別利益の金額しかなり場合には、総収入金額が零とれます。納税猶予が取り消されま

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の流れ



借換え、再借換えをした場合の住宅借入金等特別控除

より低い利率にするため住宅ローン等を借り換えることがあります。

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン等は、住宅の新築、取得又は増改築等のために直接必要な借入金等でなければなりません。したがって、借換えによる新しい住宅ローン等は、原則として住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

しかし、次のすべての要件を満たす場合には、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン等として取り扱われます。

- ① 新しい住宅ローン等が当初の住宅ローン等の返済のためのものであることが明らかであること。
- ② 新しい住宅ローン等が10年以上の償還期間であることなど住宅借入金等特別控除の対象となる要件に当てはまること。
この取扱いは、新たな借入金が、本制度

の適用要件の一つである10年以上の割賦償還の方法で返済することとされているような場合に、本制度の適用対象外とすることは適当ではないという考え方によるもので、その趣旨からすれば一度目の借換えのみに限るべきものではないと考えられます。

したがって、借換えをした住宅借入金について再度借換えをした場合であっても一定の要件を満たしていれば、引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

借換えによる新たな住宅ローン等が住宅借入金等特別控除の対象となる場合には、次の金額が控除の対象となる住宅ローン等の年末残高となります。

1 A≥Bの場合…対象額=C

2 A<Bの場合…対象額=C×A/B

A=当初の住宅ローン等の残高

B=新たな住宅ローン等の借入時の金額

C=新たな住宅ローン等の年末残高

オフィスビル等の貸付けの対象となります。建物部分と敷地部分を区分記載した賃貸料の消費税

オフィスビル等の貸付けの対象となります。建物の賃貸料として、課税の対象となります。しかし、賃貸借契約において敷地部分の賃貸料を建物部分と区分して記載していたとしても、敷地部分を含めた賃貸料全額が地価によって決定される場合が多いとしても、それは賃貸料は課税の対象とはなりません。しかし、地価によつて決定される場合が多いとしても、それは賃貸料を決める場合の一要素に過ぎませんし、ビル等の貸付けに伴う土地の使用は、そのビル等の貸付けに必然的に随伴するものであります。あり、その使用は土地の貸付けに該当しないと考えられるためです。

定年前退職者等に支給する転進助成金

退職後、新たに再就職等をする社員に対する助成策として、退職後の職業に役立つ資格、技能習得のための社外講座、試験に要した費用を支給する「転進助成金」は、給与所得又は雑所得として課税されます。

退職前に支給が確定するものは、雇用関係に基づいて受ける給付のため、給与所得に該当します。

退職後に支給が確定するものは、退職に基いて支払われるものではなく、また、本制度の対象となる講座や試験に該当しなければ助成は受けられないことから、給与所得、退職所得及び一時所得のいずれにも該当せず、雑所得に該当することとなります。

転進助成金は、使用者の業務遂行上の必要に基づき、使用人としての職務に直接必要な資格、技術の習得を目的としたものではないため、非課税とはなりません。